

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 とりかい

ショートステイ 飛鳥

令和7年4月1日改定

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第 4071300182 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 とりかい
- (2) 法人所在地 福岡市城南区鳥飼 6 丁目 2 番 16 号
- (3) 電話番号 092-841-6701
- (4) 代表者氏名 理事長 笠原 郁子
- (5) 設立年月 平成 10 年 7 月 29 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所／平成 12 年 1 月 1 日
指定介護予防短期入所生活介護事業所／平成 18 年 4 月 1 日指定
指定短期入所生活介護事業所／平成 26 年 4 月 1 日
指定介護予防短期入所生活介護事業所／平成 26 年 4 月 1 日指定
指定短期入所生活介護事業所／令和 2 年 4 月 1 日
指定介護予防短期入所生活介護事業所／令和 2 年 4 月 1 日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム 飛鳥 に併設されています。
- (2) 事業所の目的 高齢者を、ご家庭で介護している方が一時的に介護できない場合に、特別養護老人ホームで預かることにより、高齢者及びそのご家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 ショートステイ 飛鳥
- (4) 事業所の所在地 福岡市城南区鳥飼 6 丁目 2 番 16 号
- (5) 電話番号 092-841-6701
- (6) 事業所長(管理者)氏名 筒井 公代
- (7) 開設年月 平成 11 年 5 月 28 日

(8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時30分 土曜日 8時30分～17時

(9) 利用定員 20人

(10) 通常の送迎の範囲 城南区、中央区、早良区及びその近郊(要相談)

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の居室利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	18室	特別養護老人ホーム部分含
4人部屋	13室	特別養護老人ホーム部分含
合計	31室	特別養護老人ホーム部分含
食堂	4室	特別養護老人ホーム部分含
機能訓練室	1室	[主な設置機器] プーリー・平行棒他
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。4人部屋及び個室利用にあたっては、別途滞在費をご負担していただきます。

☆居室の変更:ご契約者から居室変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、併設する事業所との業務もしておりますが、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	15名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	4名(兼務)
5. 介護支援専門員	1名
6. 機能訓練指導員	1名(兼務)
7. 医師	必要数
8. 管理栄養士	1名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火曜日 13:00 ～ 17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯 早出:6:30～15:00 ・ 7:00～15:30 日中:9:00～17:30 遅出:11:00～19:30 ・ 11:30～20:00 夜間:17:00～9:30
3. 看護職員	標準的な時間帯 早出:8:00～16:30 日中:9:00～17:30
4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯 日中:8:30～17:00
5. 生活相談員	標準的な時間帯 日中:9:00～17:30 土曜日:8:30～17:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、下記の2種類があります。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食費(食材費+調理費)については別途ご負担いただきます。

【1. 食事時間】

朝食 / 8:00～9:00 昼食 / 12:00～13:00 夕食 / 18:00～19:00

【2. 食事場所】

デイルーム又は居室となっています。

※ご契約者の体調により前後2時間は取り置きし、時間をずらして召し上がって頂けます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の自立と生活の質を確保する為に、身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するために様々なレクリエーション、リハビリ、体操、日常動作訓練等を実施します。

⑤健康管理

- ・医師と看護職員が中心となって、健康管理を行います。
- ・医師による回診は、週1回となっております。
- ・緊急時必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関に責任を持って引き継ぎます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう援助します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第7条参照)

料金表(別紙参照)によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費及び滞在費に係る自己負担額の合計をお支払い下さい(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・居室形態に応じて異なります)。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆以下の加算費は全てのご契約者に加算されます。(1割負担の場合)

- ①サービス提供体制加算Ⅰ : 1日 24円 (介護予防含む)
- ②看護体制加算Ⅲ : 1日 13円
- ③看護体制加算Ⅳ : 1日 25円
- ④夜勤職員配置加算Ⅰ : 1日 14円
- ⑤機能訓練体制加算 : 1日 13円 (介護予防含む)

⑥処遇改善加算Ⅰ :1月 所定単位数の14% (介護予防含む)

⑦生産性向上推進体制加算Ⅱ :1月 11円 (介護予防含む)

※ 2～3割負担の利用者は別途料金表あり。

☆以下の加算費はご契約者が該当する場合には加算されます。(1割負担の場合)

①療養食加算

1食 9円

ご契約者が療養病食の場合にご負担いただきます。

②送迎加算

1回 195円

③医療連携強化加算

1日 62円

④長期利用者提供減算

1日 -32円 (連続30日超え～60日までのショートステイ利用時)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供

ご契約者に提供する食費にかかる費用です。

料金:1日あたり1,529円 (朝 316円/昼 633円/夜 580円)

☆減額制度を受けられている方は、別紙の料金表をご参照ください。

②滞在費

ご契約者に提供するお部屋代(滞在費)の費用です。

料金:1日あたり 多床室(4人部屋)950円 個室 1,280円

☆減額制度を受けられている方は、別紙の料金表をご参照ください。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、未締め翌月請求となりますので、翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。

ア. 窓口にてお支払
イ. 指定口座への振込み
西日本シティ銀行六本松支店 普通預金 1516241
社会福祉法人とりかい 理事長 笠原 郁子
ウ. 口座振替

※ ウの口座振替に関する注意事項

- ・口座名義人はご契約者と異なっていても構いません。
- ・手続きが完了次第、振替申込書の控えと開始時期をお伝え致します。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第21条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 ショートステイ 飛鳥
〒814-0103 福岡市城南区鳥飼6丁目2番16号
Tel 092-841-6701 Fax 092-841-6730
[担当者職名] 生活相談員
受付時間 月曜日～土曜日(祝日を除く)
9:00～17:30 ※土曜日 8:30～17:00

(2)その他相談窓口

- 福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号
Tel 092-642-7859 受付時間 8:30~17:00(土・日・祝日除く)

- 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会
Tel 092-915-3511 受付時間 9:00~17:30(年末年始を除く火~日曜日)

- 福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課 施設指導係
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 Tel 092-711-4319

- 高齢者虐待に関する行政の相談等窓口
福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課 施設指導係
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
Tel 092-711-4319 Fax 092-726-3328
E-mail:j-shido.PHWB@city.fukuoka.lg.jp

- 福岡市城南区保健福祉センター (福祉・介護保険課)
〒814-0192 福岡市城南区鳥飼 6 丁目 1 番 1 号 (代) Tel 092-822-2131

- 福岡市中央区保健福祉センター (福祉・介護保険課)
〒810-8622 福岡市中央区大名 2 丁目 5 番 31 号 (代) Tel 092-714-2131

- 福岡市早良区保健福祉センター (福祉・介護保険課)
〒814-8501 福岡市早良区百道 2 丁目 1 番 1 号 (代) Tel 092-841-2131

- 福岡市西区保健福祉センター (福祉・介護保険課)
〒819-8501 福岡市西区内浜 1 丁目 4 番 1 号 (代) Tel 092-881-2131

- 福岡市博多区保健福祉センター (福祉・介護保険課)
〒812-8514 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 8 番 1 号 (代) Tel 092-441-2131

- 福岡市南区保健福祉センター (福祉・介護保険課)
〒815-0032 福岡市南区塩原 3 丁目 25 番 3 号 (代) Tel 092-561-2131

- 福岡市東区保健福祉センター (福祉・介護保険課)
〒812-8653 福岡市東区箱崎 2 丁目 54 番 1 号 (代) Tel 092-631-2131

(3)ご相談内容の取り扱い

ご相談内容は、書面にて苦情解決責任者へ報告します。第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。苦情解決責任者はご相談者と誠意をもって話し合い・改善・解決に努めます。

(4)ご相談内容の改善、解決に携わるもの

苦情解決責任者	施設長	筒井 公代	
第三者委員	評議員	吉村 亮子	Tel 092-821-3545
	評議員	小林 芳子	Tel 092-861-6505

(第三者委員は、利用者の立場に配慮した適切な対応をしていただくための委員です)

※施設内に「ご意見箱」も設置しておりますのでお気づきの点がございましたらお聞かせください。

6. 介護サービス情報の公表、及び第三者評価の実施状況

- (1)「介護サービス情報の公表」制度により、当施設の情報は、福岡県ホームページ介護サービス情報システムでご覧頂くことができます。
- (2)第三者評価による評価の実施は、当施設は実施しておりません。

7. 守秘義務について(契約書第 11 条参照)

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た、契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8. 虐待の防止について

事業者はご契約者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者 施設長 筒井 公代
- (2)従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3)成年後見制度の利用を支援します。
- (4)虐待等に関する苦情解決体制を整備します。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(契約者の家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるご契約者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

重要事項説明書付属文書

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階、地下1階
(2) 建物の延べ床面積 4492.56 m²

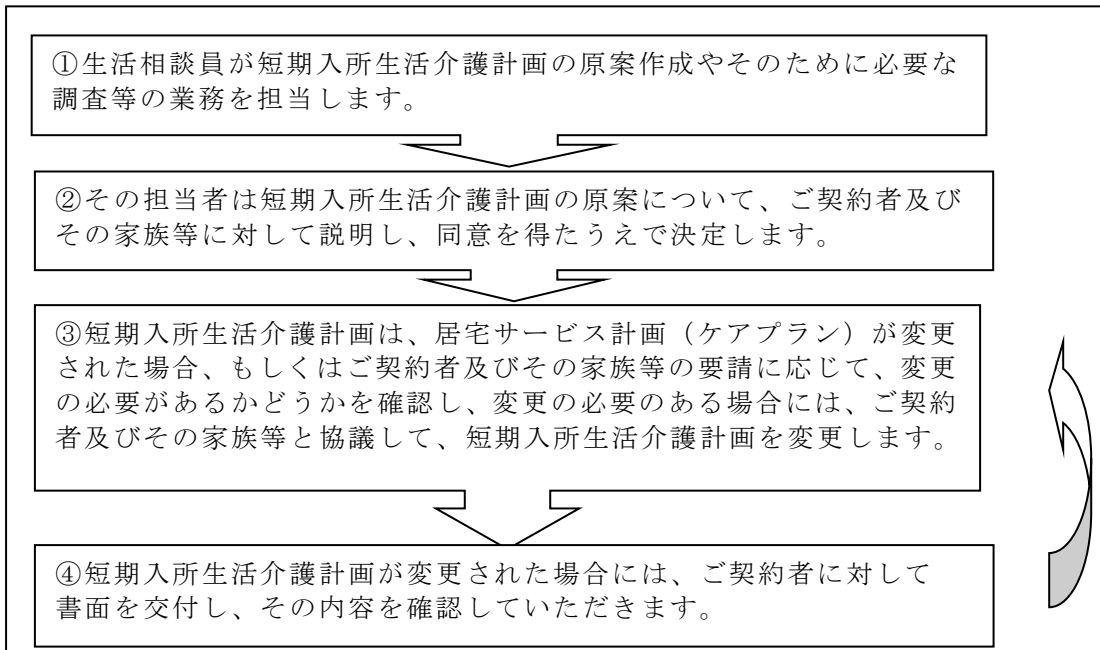
2. 職員の配置状況(特養含む)

〈配置職員の職種〉

- 介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。
- 生活相談員**…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。また、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 介護支援専門員**…ご契約者の日常生活上の介護、介助等の計画立案及び計画の継続的な評価、管理を行います。
- 機能訓練指導員**…ご契約者が日常生活を営むのに必要な機能の改善や減退を防止するための訓練を行います。
- 医師**…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

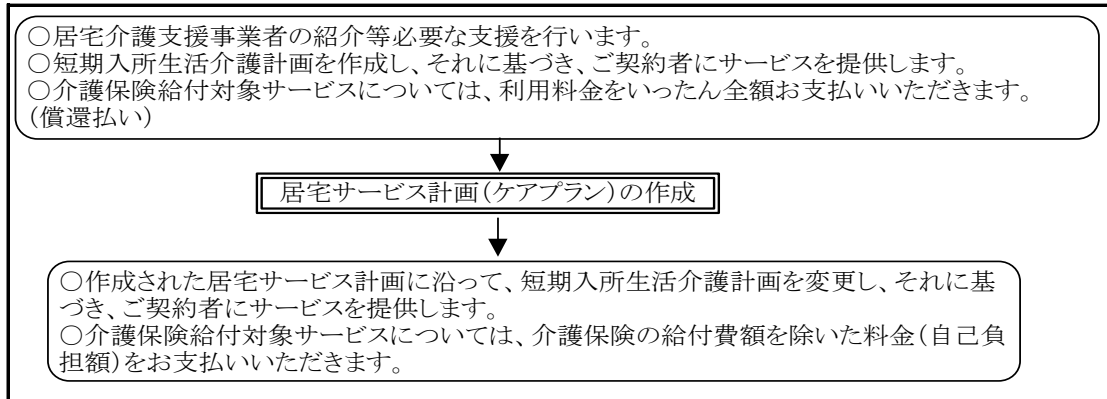
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1)ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

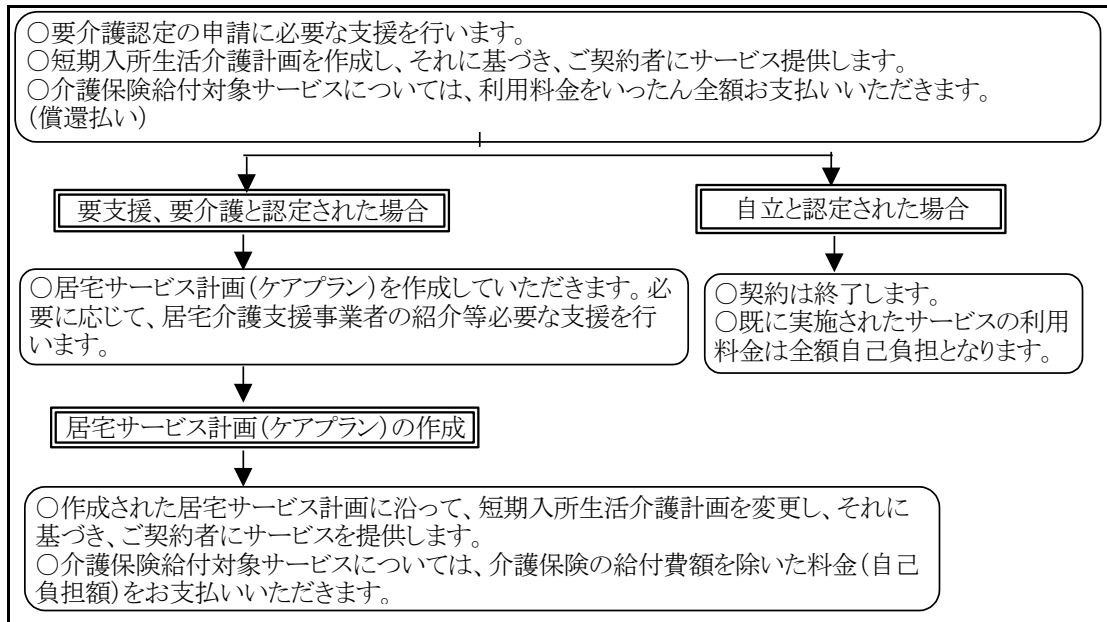


(2)ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第 10 条、第 11 条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し 5 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求により規定に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。(ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります)
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

(入居者の急変等の対応について)

* 夜間勤務者 3 名のうち、1 名が電話連絡、他 2 名で搬送を実施する。

* 搬送は、状態を見て、車椅子またはストレッチャーにて行う。

* 2 つの対応は、並行して迅速に行う。

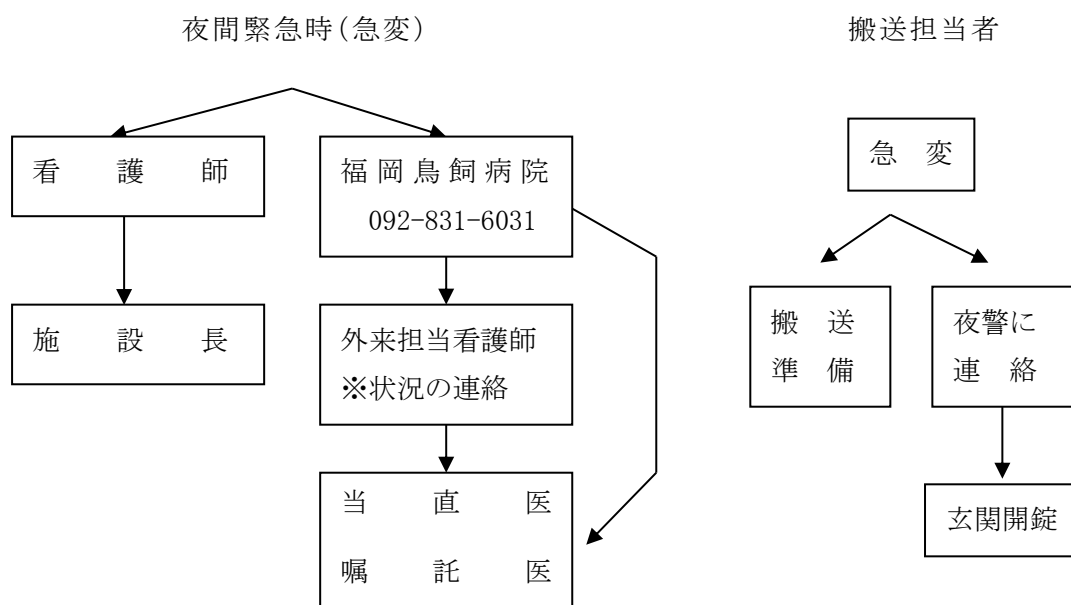
* 日勤帯については、早急に看護師へ連絡を行い、その指示に従う。

* 入居者急変には至らないまでも状態の悪化が見られた場合には、看護師へ連絡後、その指示に従う。

* 急変等の対応方法については、以下のチャート式を参照

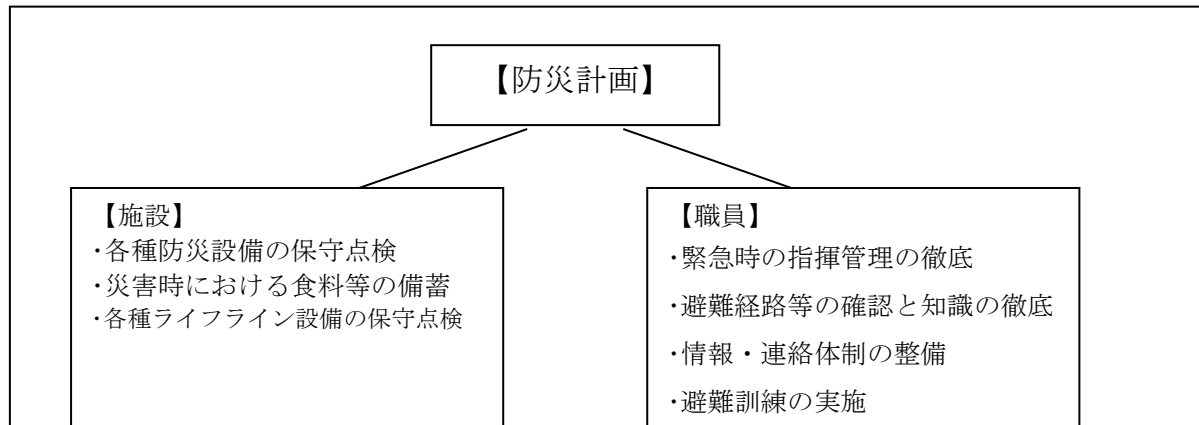
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

< 電話連絡者の対応 >

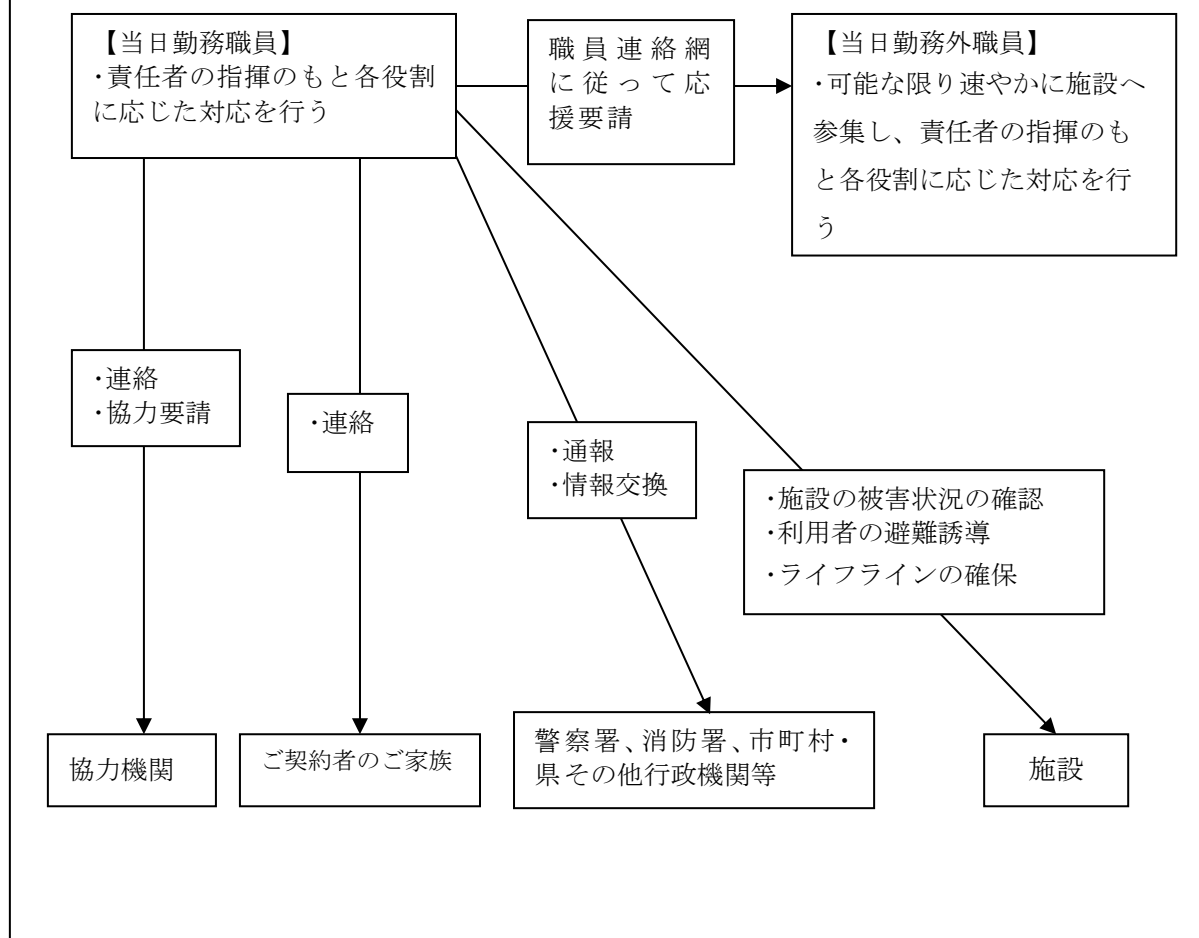


《非常災害時対策》

当施設では独自に作成した【防災計画】にもとづいて、非常災害及び災害時におけるご契約者の安全確保の為、下記のように対策に努めております。

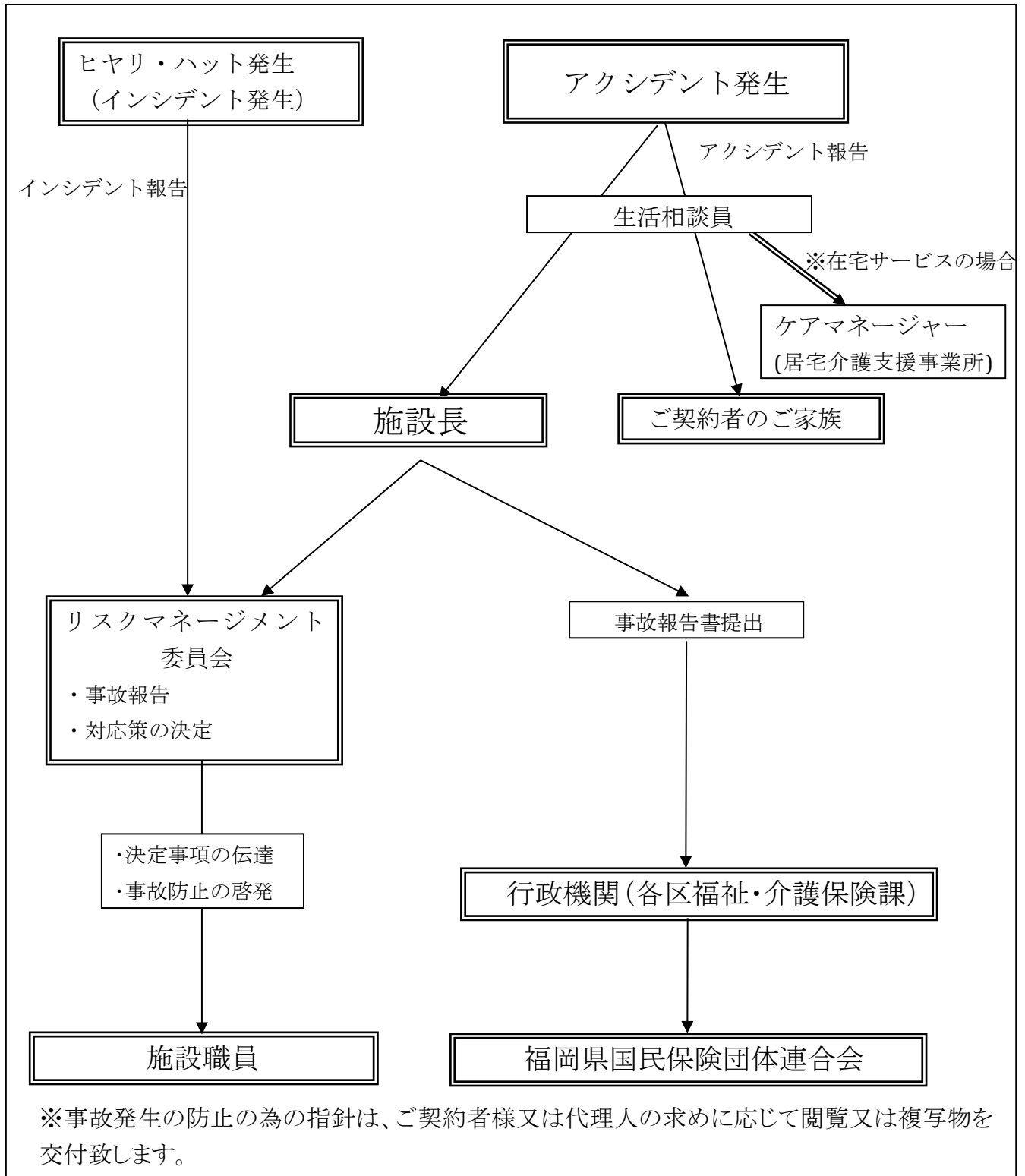


《災害時対策フローチャート》



《緊急事故対応フローチャート》

当施設内外において介護サービスの提供中、予期せぬ事故が発生した場合には、下図の流れに沿って対処し、ご家族様が納得いただけるように解決・再発防止に努めます。



5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されているご契約者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。火気およびそれに類するもの、動物、その他利用するに当たり不適當であると判断されるもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 12 条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 施設の設備について、故意又は重大な過失により破損、汚損した場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内は全館禁煙となっておりますので、喫煙は出来ません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	福岡鳥飼病院
所在地	福岡市城南区鳥飼 6 丁目 8 番 5 号
診療科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科等

② 協力歯科医院

医療機関の名称	前田歯科クリニック
所在地	福岡市中央区六本松 4 丁目 9 番 12 号

6. 損害賠償について(契約書第 13 条、第 14 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 16 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 17 条、第 18 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 3 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 19 条参照)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

この場合には、事業者は契約終了を 1 ヶ月前までに契約者に通知するものとします。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

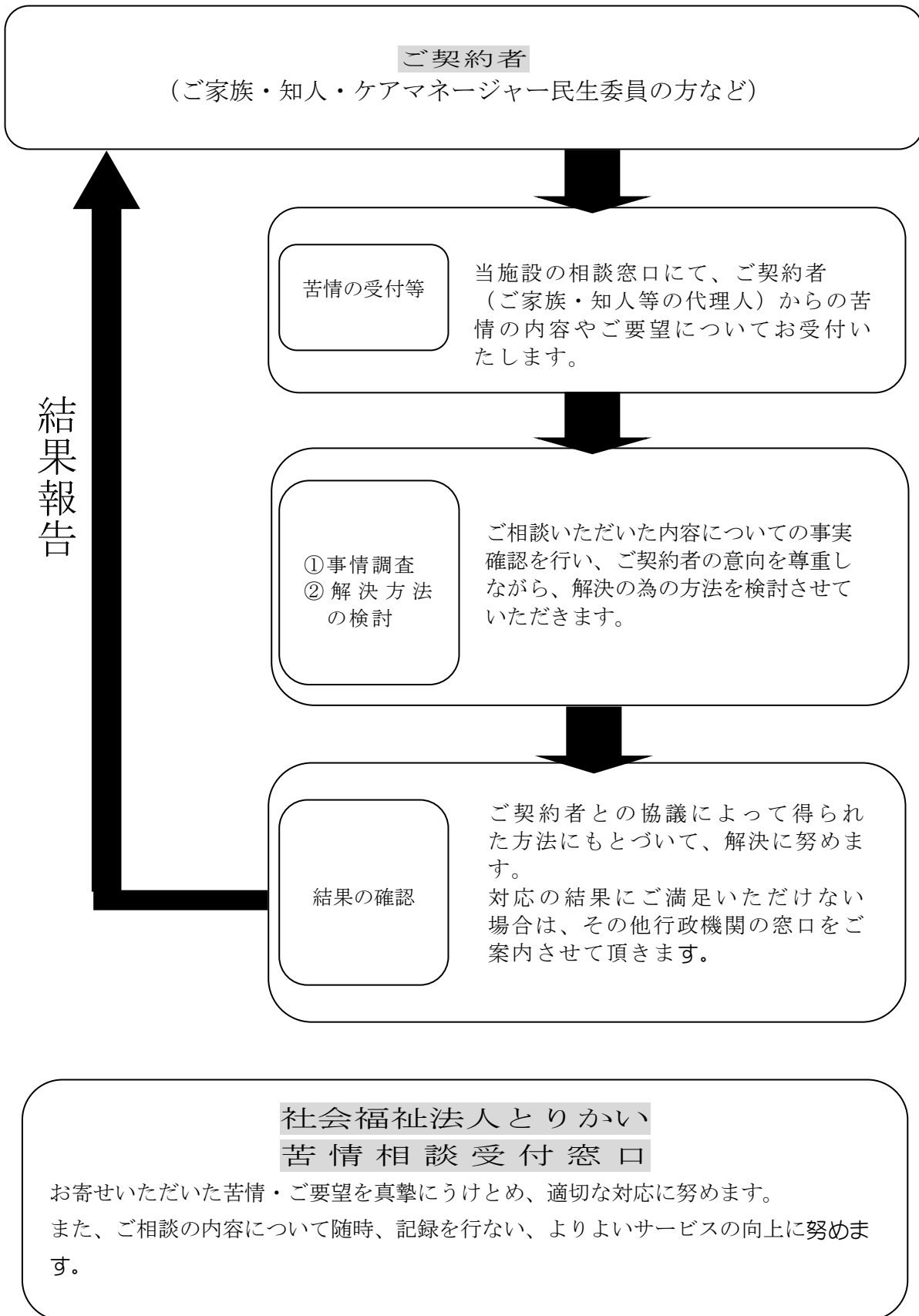
②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

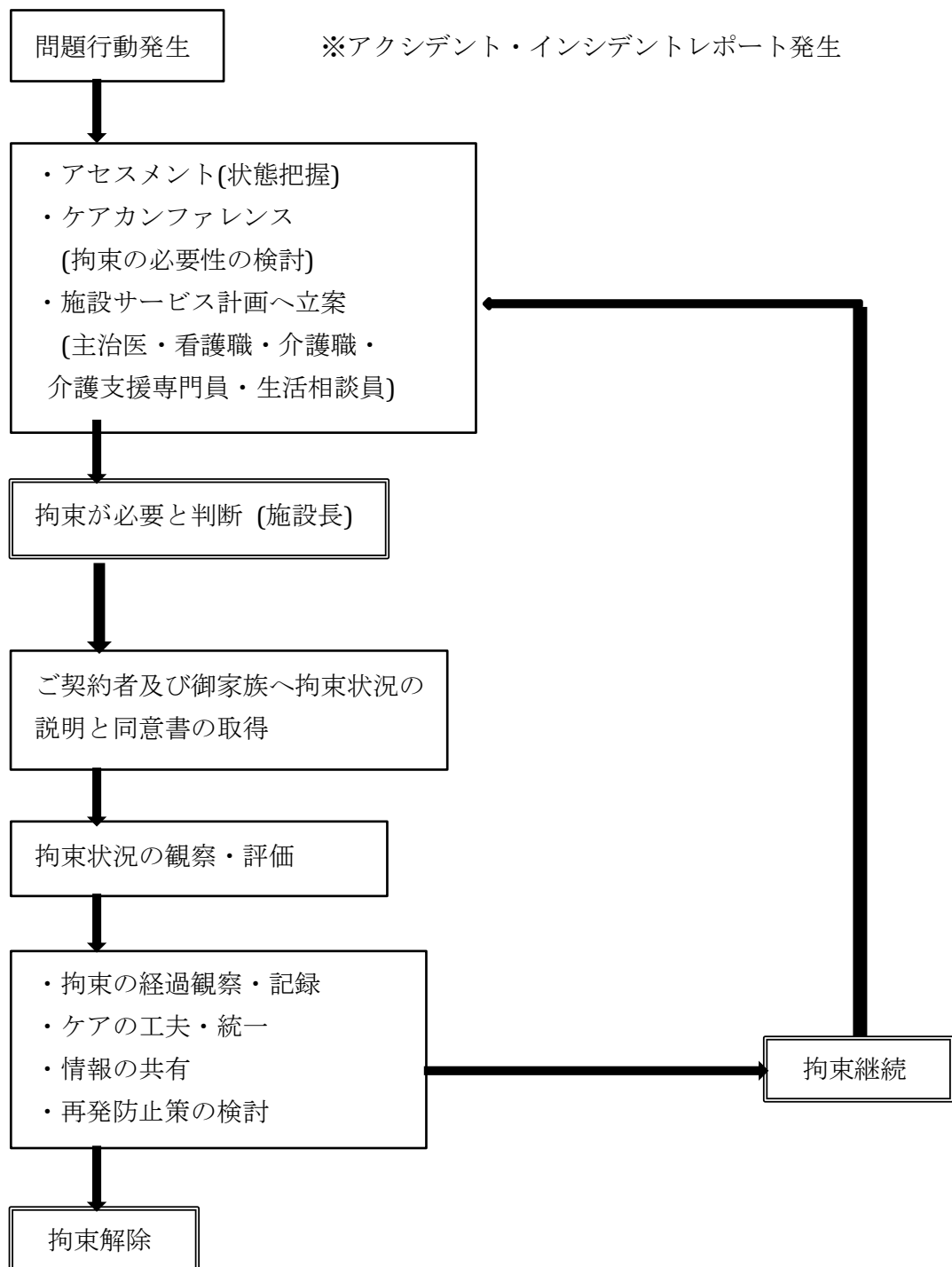
(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 16 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 苦情・相談の対応の流れ



9. 緊急やむを得ない状況での身体拘束手順



☆やむを得ず拘束をしなければならない場合

- ①生命に関わる危険がある場合
- ②他に代替する方法がない場合
- ③拘束が一時的である場合

☆身体拘束を解除する場合

- ・問題行動がなくなり安全の確保が図られる場合
- ・身体拘束に代替する対応方法と環境整備が図られる場合

令和 年 月 日

指定短期生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期生活介護

ショートステイ飛鳥

説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

